

2023.7.12

山形県知事 吉村美栄子 様

公開質問状

鶴岡持続可能社会研究所 代表

鶴岡市議会議員

草島進一

私達は 2022.12.22 に公開質問状を提出、その回答を受けて 4.20 に再質問状を提出。更に 6.20 に陳情書を知事と県議会に提出しています。6.28 付けで山形県知事名の回答があり、今回それに対する専門家意見と、遊佐住民の声を踏まえ、再再質問状を提出するものです。べ切を 8 月 12 日とします。迅速、誠実な回答を求めます。

1) 北海道大学 田鎖順太 助教、大分看護科学大学 影山隆之教授 より見解をいただきました。(詳細は別紙)

▽ざっと見て、回答拒否、といった印象。私が開発したソフトウェアでは、残留騒音の扱いは明かかです。「残留騒音は考慮していません」。健康リスクを評価する上で、現状、残留騒音の評価は不要であるためです。なぜかという、「残留騒音と風車音による健康リスクの関連性」を示す科学的知見は存在しないためです。

影山先生が発表されている疫学研究結果に基づき、残留騒音の大小に関わらず、風車音がそれなりに大きければリスクが大きい、ということの評価をしています。

田鎖順太 北海道大学 助教

▽ある地点に到達する等の風車騒音の予測と現地で風車騒音を測定する場合の話を(意図的に?)混同しているように見えます(この予測に残留騒音は関係ありません)。また、「騒音レベルの予測」と「この騒音による影響の予測」も混同しないよう注意が必要です。

われわれの調査分析においては、残留騒音の影響を極力除去するよう最新の注意を工夫を払い風車のみによる騒音レベルを推定して、それと不眠の発生リスクの関連を検討したのですから

「たとえいくら残留騒音があっても風車による騒音レベルがこれくらいなら発生リスクはこれくらい」という推定になっているのです。

影山隆之 大分県立看護科学大学 教授

●以上の先生方の指摘について見解を求めます。

又、遊佐の計画で 250 人の不眠症リスクという試算は 5 月 16 日に厚労委員会で質問の際に発表されており、風車が引き起こす睡眠障害については環境省も認めています。

県の回答はまさに、科学的なシミュレーションに対して、はぐらかした不誠実な回答である。全く科学的な反論になっていない。反論するならば別のシミュレーションをおこなうなど科学的に反証するべきであります。



●改めて国会でも発表された、遊佐の計画で不眠症リスク 255 人という健康被害のシミュレーション結果について、県として、どのように対処していくのか。伺います。

●手続き（デュープロセス）への返答について

鳥海山沖風力発電を考える会（遊佐住民）の見解

▽県回答にあった、フォトモンタージュを含む洋上風力発電の取組み概要は、2022 年 1 月 1 日付け町広報で町内全戸配布されました。内容は前年 11 月に町内 6 地区で開催された住民説明会資料とほぼ同じです。同概要の「住民の質問意見に対する回答・対応の方向性」も全く答えになっておらず、これを読んで納得できる人がいるとは思えません。

各地区での住民説明会の中で、何度これらの質問意見が出たことでしょうか。その度に質問にまっすぐに答えないその場しのぎの回答で、毎回会場は紛糾しました。自分の時間を削り会場に足を過こんだ住民にとっては、ものすごいフラストレーションでした。賛成意見はほとんど聞いたことがありません。そのことは県担当が一番知っているはずですが。

騒音や低周波音等の被害への懸念一つとっても、「影響の可能性は低い、超低周波音は因果関係が証明されておらず調査から除外しています。」と聞いて、なるほどそうですか、となるわけがありません。だから皆さん繰り返し質問しているのです。

景観等に対する影響の懸念についても、環境影響評価手続きの中で意見を述べる機会がありますよと回答されますが、住民はそもそもやめてくれ、待ってくれといっているのです。環境影響評価は事業を進めるために行うものであって、是非を問うものではありません。住民意見は、よりよい事業にするために求めるものであり、いくら意見しても事業を止めることはできません。そこで意見できますよ、というのは県の責任回避以外のなにものでもありません。

事業想定海域の線を引き、国に情報提供したのは県であって、事業者はその範囲でしか事業をできず、離岸距離の問題にしても事業者はそもそも答える立場にありません。

全戸配布された概要や役場庁舎に掲示された資料にある「高さ比較図」、そしてフォトモンタージュも、当会で作成したものより遙かに稚拙で、不正確です。いかに影響が少ないかと見せることに腐心して作成しているとしか感じられません。

「全景が一目で分かるようにパノラマで作成した」とありますが、人間の目は魚眼ではありません。説明会では非難轟々でしたが、修正されることなく全戸配布されました。

およそ、何度も開催された住民説明会は、理解醸成、合意形成とはほど遠いもので、回を重ねるごとに住民の疑問や不安は深まり、不信は確信に変わりました。

地域住民代表者も参加する遊佐部会も、まちづくり協議会会長等から住民への意見聞き取りや報告は一切ありません。遊佐部会や全体会議では、住民の不安や疑問の声は報告されず、説明会をいつどこで、何回、何名参加で行いました、という実績しか報告されません。

県が求めたのは理解醸成、合意形成ではなく、住民に説明したという実績のみです。まして、住民の声が法定協議会に反映されたということはありません。住民代表は町長しかいません。私たちはできる限り、部会、全体会議、法定協議会を傍聴してきましたが、今の法定協議会は漁業者の意見は聞いても、一般住民の声は絶対に届かないシステムになっているという絶望感、不信感しかありません。

そこに吉村知事が標榜する県民目線、対話主義はありません。

●この指摘についての見解を求めます。

7月9日に鳥海山沖風車を考える会の5回目の学習会「風力発電の不都合な真実」武田恵世先生の講演会がありました。その際にも遊佐町民、酒田市民他、漁協関係者など多くの県民から風車建設に対して疑問の声があがりました。漁協関係者の方からも県の説明が全く不足だと指摘がありました。

又、3月11日に遊佐町でおこなわれた説明会でも同様に多くの疑問の声があがり、国、県の担当者はその場しのぎの答弁で、全く回答になっておりませんでした。

又、この遊佐の住民の声などを踏まえれば、多くの遊佐町民、酒田市民をはじめ、県民に全く説明責任を果たしていない。デュープロセス（手続き）違反である事は明白であります。

住民や漁業者に説明責任を果たさず合意形成が全くはかられないまま、促進地域指定とか、今後の環境アセスで事業者と住民間で調整を図れ、等の手法、責任逃れは言語道断です。

●風車騒音の健康被害、景観の問題、近海漁業への影響、渡り鳥などへの影響など、国も県も全く説明責任を果たしていない案件。又、住民、県民から疑問点として掲げられている点について、公開で、住民及び県民に詳細に説明する事を強く求めます。

●また、それらの問題を回避するためにも、世界標準の22.2kmの離岸距離をとって、浮体式の洋上風力発電に計画の変更をすることを強く求めます。見解を求めます。